

教育子ども委員会報告資料

コロナ禍における学校教育活動について

…… P1

令和2年9月

教育委員会

コロナ禍における学校教育活動について

1 教育課程について

多くの学校で学習時間の遅れを回復することができ、今年度内の授業時間確保の見通しがたったため、取扱いを変更

(1) 授業時間の変更

○次の3パターンから学校長が選択（9月1日～）

- ① 授業時間を10分短縮 × 7時間
- ② 授業時間は従来どおり × 6時間
- ③ 授業時間を5分短縮 × 6時間 + 補充学習

(2) 土曜授業

○隔週で実施してきた土曜授業の回数を見直し

○11月及び3月は実施せず、12月～2月は月1回実施（オンライン授業の活用も検討）

2 学校行事について

(1) 修学旅行

○2学期以降は、感染症対策を講じたうえで修学旅行を実施

○実施にあたっては、保護者に説明し、意向を十分に確認

○コロナの影響により取消料が発生した場合は、公費負担

(2) 校外学習（遠足、社会科見学等）

○移動手段は徒歩のみとし、感染症対策を講じたうえで実施可能

(3) 運動会、体育大会、合唱コンクール、学習発表会

○今年度は中止

○学級や学年単位などで、密にならない状態で実施できる体育、音楽等の学習は、感染症対策を講じたうえで実施可能

(4) 今年度中止したもの

○自然教室、宿泊学習

○職場体験学習

○文化祭（高校）

3 給食について

(1) 給食の実施方法

○教員だけで対応していた給食の配膳について、最小限の児童生徒（給食当番）も実施可能

(2) 市販弁当の提供（関係中学校27校及び特別支援学校2校）

○第3給食センター開業延期（当初：8月28日→変更後：10月15日）及び有田・箱崎支所の閉鎖（7月31日）により給食が提供できない期間、市販弁当を提供（7月21日～10月14日）

4 健康診断について

○令和3年3月末までに実施（※毎年6月末までに実施）
○今年度に限り、内科・眼科・耳鼻科検診については、学校医による保健調査票等の確認で検診を行ったものとしても可

5 学校施設の消毒について

○9月上旬から、教室、共用部分とも、1日1回消毒を実施（※1日2回から変更）
○教室（特別教室）の机・椅子は、清掃活動の中で小学4年生以上の児童生徒に行わせても可
○校庭の遊具は、使用后、手洗いをしっかり行うこととし、消毒不要

6 部活動について

○6月22日から感染症対策を行ったうえで全面再開
○生徒の区切りとなる代替大会、発表会等は、感染症対策を行ったうえで多くの競技で実施
○9月以降、新人大会を実施中